

1 はじめに

学校いじめ防止基本方針の策定

本方針は、「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」のほか、「北海道いじめ防止基本方針」などを踏まえ、本校における基本的な方針を定めたものである。本校は、全ての教職員がこの基本方針に則り、本校生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめはどこにでも起こりえると認識し、組織的に対応する。いじめを受けた生徒に非はないとの認識に立ち、いじめ根絶に向けて家庭や各関係機関と連携し、いじめの未然防止や早期発見に取り組むことや、いじめを認知した場合の対応方法等を定めたものである。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（１）いじめの防止等のための基本的な方針に示された具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（２）いじめの動機の例

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

3 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、全ての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

4 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（１）基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 保護者並びに地域住民、その他の関係機関との連携を深め、いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援する。

ウ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、ＨＲや総合的な学習の時間等を活用した「いじめ防止に向けた取組」を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめの調査等

いじめまたはいじめと疑われる行動を早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり行う。

- ・ いじめアンケート調査（年２回）〔６月、１１月：随時〕
- ・ 全校生徒教育相談調査（年２回）〔６月、１１月：随時〕

イ いじめに係る相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ・ いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動としてインターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

- ・併せて、北海道教育委員会の通知に基づき、職員によるネットパトロールを恒常的に実施する。

年間指導計画

	未然防止に係る学校行事や取組	いじめ対策委員会活動
4月	・始業式 ・新入生オリエンテーション ・いじめ防止対策委員会 ネットパトロール	・年度方針確認 ・いじめ対策研修 ・保護者周知 ・学校生活に関わる指導
5月	・農生会年始総会 ・心と身体健康講話（SC） ・学校評議員会	・基本方針確認 ・自他の尊重育成 ・いじめ予防教育：適宜
6月	・全校教育相談①：適宜 ・いじめの把握のためのアンケート調査 ・情報モラル講話 ・宿泊研修（好ましい人間関係の育成） ・いじめ予防教室 ・性教育講話	・いじめチェックリスト ・生活調査アンケート ・情報モラルアンケート
7月	・終業式 ・学校祭 ・携帯電話使用のルール考案 ・デートDV講話	・アンケート結果分析 ・いじめ予防教育：適宜
8月	・始業式	・いじめ対策委員会中間反省
9月	・収穫祭	
10月	・見学旅行	
11月	・全校教育相談②：適宜 ・いじめの把握のためのアンケート調査 ・体育祭	・いじめチェックリスト ・生活調査アンケート ・情報モラルアンケート
12月	・農生会年度末総会 ・冬季休業前集会	
1月	・冬季休業明集会	
2月	・学年末会議	・年間反省
3月	・自殺予防教室 ・終業式 ・学校評議員会	・学校関係者評価

上記のほか、いじめ対策委員会は事案発生に応じて随時開催する。

（２）いじめ防止等に対する措置

① いじめの防止等の対策のための組織の措置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

（構成員）

校長 教頭 教務部長 生徒指導部長 各学年担任 養護教諭 特別支援コーディネーター スクール
カウンセラー （以下SCと表記）

（開催）

必要に応じて委員会を開催する。いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの時間に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、北海道教育委員会及び所轄警察署等と連携を図りながら対処する。

（役割）

（１）学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う。

（２）いじめの未然防止に関すること

①いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

②いじめの相談を受ける窓口を担う。

③いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

④いじめの疑いがある情報について、会議を開催し、いじめであるか否かの判断を行う。

（３）いじめ発生の対応に関すること

①いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実行する。

②いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するために、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

・いじめ事案への対応に関すること

③関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法 ・ 関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係機関との連携 ・ 家庭での養育に関する指導・助言 ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携 ・ 精神保健に関する相談 ・ 精神症状についての治療、指導・助言

いじめへの対応

発見した教職員は、直ちにいじめを止めさせるとともに、いじめ対策委員会に必ず報告し、以降委員会を中心として事案に対処する。特に、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある重大事案については、管理職が指揮・監督し迅速に対応する。

委員会の対処に当たっての留意事項は、次のとおりである。

- (1) いじめの対処は、被害生徒や通報した生徒の安心・安全を確保するものとする。
- (2) 被害生徒からいじめの内容や関係性などの聴き取りを行い、いじめの構造を明らかにする。
また、必要に応じて随時調査の実施を検討する。
- (3) いじめの構造に基づいて、関係生徒等から事実確認を行う。関係生徒等が複数の場合は、それぞれ確認した事実を照合するなどして、いじめの構造の全容を明らかにする。
- (4) いじめの構造の全容が明らかになった時点で生徒指導部が特別指導等の内容を検討する。

<特別指導の方向性>

- (1) 教職員と保護者が共に児童生徒を育てる話し合いを行う。
- (2) 加害生徒が「非」に気づき、被害者の気持ちを理解させ内省が図られるよう助言する。
- (3) 自分の行為の責任を取る方法を考えさせる。
- (4) 二度といじめを行わない意思が確認できるまで、特別指導は継続する。
- (5) 被害生徒及び保護者には、加害生徒の決意を伝えるとともに、必要に応じて教育相談委員やSC等と連携し支援を行う。
- (6) いじめの第三者の立場にあった生徒に対して適切な指導を行い再発防止の指導を行う。
- (7) いじめへの対処の全てについて指導記録を作成・保存し、必要に応じて関係機関への引継や情報提供を行う。

いじめ発見から初期対応まで

【いじめの発見】

- いじめが疑われる言動を目撃
- 「いじめアンケート」等から発見
- 教員等からの気になる報告
- 被害児童生徒からの訴え・相談
- いじめを目撃した生徒からの報告
- 被害児童生徒の保護者からの相談
- いじめを目撃した生徒の保護者からの相談

報告

【いじめ対策委員会】

会議の開催

○報告内容の整理・共有

- ・現在の状況（いじめの状況）

○事実関係の把握

- ・聴き取りの対象、内容、留意点等の確認
- ・聴き取りの分担

- ・被害・加害・関係児童生徒への事実確認

※事実確認と指導を明確に区別

※個別に同時進行で確認

- ・聴き取った情報（発生日時、場所、内容等）を整理し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握

○対応方針の決定

- ・児童生徒の安心
- ・安全を最優先として、緊急度を確認
- ・役割分担（いつ、誰が、どのように対応するのか）を決定
- ・全教職員に周知し、組織的で迅速に対応

○いじめの認知判断

- ・全教職員に周知し、組織で迅速に対応

【早期の組織的対応】

- ・被害生徒・加害生徒への対応
- ・保護者への報告・連携
- ・教育委員会への報告・連携
- ・関係機関との連携（児童相談所・警察・教育委員会・医療機関など）

全教職員への周知

○対応経過、改善の進捗状況の確認

重大事態への対応

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(3) 重大事態時の報告・調査協力

- ・道教委に報告
- ・道教委設置の緊急調査組織への協力
- ・管内支援チーム、関係機関への支援要請

学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

(1) いじめの早期発見に係る取組に関すること。

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

令和5年4月1日改定